

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 日常生活自立支援事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 地域福祉係 電話番号：058-272-1111(内3447)

E-mail：c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 106,780 千円 (前年度予算額： 107,540 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	107,540	53,770	0	0	0	0	0	0	53,770
要求額	106,780	53,390	0	0	0	0	0	0	53,390
決定額	106,780	53,390	0	0	0	0	0	0	53,390

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

判断能力が不十分な方(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等)が、地域において自立した生活が送れるよう行う、福祉サービスの適切な利用のための援助等に関し、実施主体である岐阜県社会福祉協議会への補助を行う。

なお、福祉サービス利用の都度支払う利用料は1時間あたり1,000円としてサービス提供者である生活支援員の収入になっているが、生活保護受給者は無料で利用できることとしているため、当該無料利用分に対する生活支援員への収入補てんを「生活支援員手当」として併せて補助している。

(2) 事業内容

○福祉サービス利用援助事業【市町村社協への委託により実施】

- ・福祉サービスの利用に関する相談や情報の提供
- ・福祉サービスの利用申込手続き、利用料支払いの援助
- ・年金証書、定期預金証書などの書類預かり
- ・医療費・公共料金の支払い、日用品の代金支払いなど日常的金銭管理
- ・定期的な訪問による生活変化の察知

○従事者の資質の向上のための事業

市町村社会福祉協議会の窓口で制度運用を担う専門員と、支援が必要な方の日常生活を支える生活支援員に対する研修の開催

○事業の普及啓発

- ・日常生活自立支援事業セミナーの開催 等

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・国、県負担割合：国1/2 県1/2
- ・社会福祉法第81条により、都道府県社協が実施することと定められた事業であり、認知症高齢者等が地域において自立した生活を送る上で必要不可欠なものであるため、県負担は妥当（補助率10/10）。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	106,780	市町村社協への委託料等、日常生活自立支援事業に係る経費の補助
合計	106,780	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

県地域福祉支援計画

(2) 国・他県の状況

全都道府県において、同様の補助が実施されている。
また、本補助事業は、国の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の対象である。

(3) 後年度の財政負担

高齢化の進行に伴い、今後ますます必要性が強まる事業と考えられるため、継続して実施。

(4) 事業主体及びその妥当性

社会福祉法第81条において、都道府県社協が行うものと規定されている。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

住み慣れた地域での自立した生活を支援していくため、判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の権利を擁護する体制の定着と充実を図る。

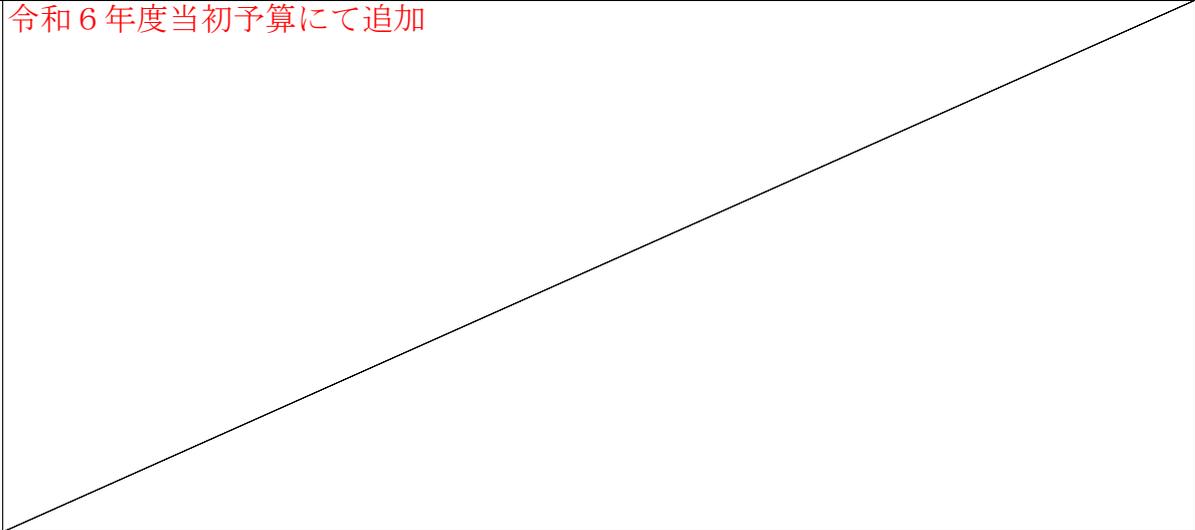
（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (-)	R2年度 実績	R3年度 実績	R4年度 目標	終期目標 (R10)	
					達成率	
①新規利用契約件数		215	204	270	300	68%

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	<p>県社会福祉協議会が行う以下の事業に対し、補助を行った。</p> <p>(1) 福祉サービス利用援助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数：21,913件 ・新規契約件数：215件 ・年度末実利用件数：956件 <p>(2) 従事者の資質の向上のための事業</p> <p>市町村社会福祉協議会の窓口で制度運用を担う専門員と、支援が必要な方の日常生活を支える生活支援員に対する研修の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門員会議（12月4日 参加者30名） ・新任専門員研修会（8月6日 参加者24名） ・生活支援員現任者研修会（12月4日 参加者34名） ・日常生活自立支援事業に関する援助事例検討会（11月5日、11月13日、11月20日、12月7日、12月21日、1月3日 参加者計42名）
-------	---

令和3年度	<p>県や貝福祉協議会が行う以下の事業に対し、補助を行った。</p> <p>(1) 福祉サービス利用援助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数：23,062件 ・新規契約件数：204件 ・年度末実利用件数：965件 <p>(2) 従事者の資質の向上のための事業</p> <p>市町村社会福祉協議会の窓口で制度運用を担う専門員と、支援が必要な方の日常生活を支える生活支援員に対する研修の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門員会議（7月7日 参加者57名） ・新任専門員研修会（6月16日 参加者18名） ・生活支援員現任者研修会（9月24日 参加者87名） ・日常生活自立支援事業に関する援助事例検討会（8月19日、9月9日、9月13日、11月11日、11月24日、12月6日 参加者計42名） ・日常生活自立支援事業セミナー（2月1日 参加者175名）
	<p>指標① 目標：240 実績：204 達成率：85 %</p>
令和4年度	<p>令和6年度当初予算にて追加</p> 
	<p>指標① 目標： ____ 実績： ____ 達成率： ____ %</p>

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) <small>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</small></p>	
(評価) 3	<p>高齢者の介護や見守りの体制を整えるうえで必要不可欠な事業であり、事業の必要性が極めて高い。 ※社会福祉法第81条に規定 ※国実施要綱により、実施方法が詳細に規定</p>
<p>・ 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) <small>3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</small></p>	
(評価) 2	<p>福祉サービス等の利用援助やそれに伴う日常的金銭管理を実施することにより、個別のサービス利用では問題解決しない利用者層にアプローチができている。 また、親族による金銭搾取や消費者被害の発見等、見守りの効果も大きい。</p>
<p>・ 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) <small>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</small></p>	
(評価) 1	<p>事業の重要性・利用者の増加状況から、一層の体制充実の必要があるものの、これまで最小限の体制で事業実施してきた。</p>

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 高齢化に伴う認知症高齢者の増加、地域移行による支援が必要な知的障がい者、精神障がい者等の増加などにより、本サービスの対象者は今後も増加していく見込みであり、当該事業の実施体制の充実が必要。 県内利用者は毎年増加傾向であることから、専門員の適正配置などにより、増加する利用者に応じ、県内全域にサービスを行き届かせることが必要。</p>

(次年度の方向性)

<p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 今後も、県財政の状況を勘案しながら、契約件数などニーズにきめ細かく応じた一層効率的な実施体制を、県社協及び市町村社協の理解と協力のもと整備していく。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	【〇〇課】
<p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p>	